

Ⅶ 県外からの出願（全日制・定時制・通信制課程）

県外から第一次募集、第二次募集及び社会人特別選抜に出願する者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）が、以下の(1)及び(2)に掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願する場合は、ウェブ出願システムにより**出願承認申請（県外）**を行い、志願する高等学校長の承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（68頁）による志願者を除く。

(1) 住所の異動によるもの

ア 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

イ その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

(2) その他

上記(1)のほか、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認

(1) 出願承認申請（県外）

県外からの志願者は、ウェブ出願システムにより、**出願承認申請（県外）**を行う。

中学校長は、ウェブ出願システムにより、内容を確認し、高等学校長に提出する。

(2) 受付期間

受付期間は、**12月1日（火）から2月15日（月）午前11時**までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 出願承認審査

高等学校長は、**出願承認申請（県外）**を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

上記「1 出願承認の申請」の(1)について審査が困難な場合及び(2)の場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

3 出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ 第一次募集」の「4 出願手続」（8頁））並びに、第二次募集の出願手続（「Ⅳ 第二次募集」の「5 出願手続」（17頁））に同じ。

（注意）

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願先を変更すること

ができる。ただし、「5 第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置」によって出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

4 第一次募集における県外からの出願の特例措置

- (1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続きができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、第一次募集にのみ適用される。

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月17日（水）から2月25日（木）午前11時**までとする。
- (3) 特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県外からの特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、**2月25日（木）正午**までに特例措置の承認を受けた高等学校に出願の手続を済ませること。

5 第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置

- (1) 「4 第一次募集における県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に、やむを得ない理由により県外から一家転住してきた者等に対して、第二次募集を行う高等学校又は通信制課程の高等学校に限り、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。
- (2) 特例措置の承認

特例措置の承認は、「4 第一次募集における県外からの出願の特例措置」に準ずる。